

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第5部門第2区分
 【発行日】平成20年3月6日(2008.3.6)

【公表番号】特表2007-525627(P2007-525627A)
 【公表日】平成19年9月6日(2007.9.6)
 【年通号数】公開・登録公報2007-034
 【出願番号】特願2006-549656(P2006-549656)
 【国際特許分類】

F 1 6 M 11/32 (2006.01)

G 1 0 G 5/00 (2006.01)

F 1 6 M 11/38 (2006.01)

【F I】

F 1 6 M 11/32 Z

G 1 0 G 5/00

F 1 6 M 11/38 Z

【手続補正書】

【提出日】平成20年1月11日(2008.1.11)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

支持装置であって：

少なくとも2つの品目支持レールであって、各々が、連結器によってそれに各々連結される少なくとも2つのレール支持脚によって支持される品目支持レールを備え、

ここで、該少なくとも2つのレール支持脚の各々が、下部支持面上に静止するように適合された下部端部を有し、

ここで、該連結器の少なくとも1つが、該品目支持レールの1つを該レール支持脚の1つに回動可能に連結し、そして該品目支持レールの実質的に垂直な軸の周りの回転可能な動きを可能にする回動連結器であり、そして

ここで、ケーブルが、該少なくとも2つの品目支持レールの少なくとも1つの少なくとも一部を通過する、支持装置。

【請求項2】

前記少なくとも2つのレール支持脚が、少なくとも3つのレール支持脚の少なくとも2つである、請求項1に記載の支持装置。

【請求項3】

前記回動連結器が、少なくとも1つのケーブルポートであって、その各々を通過して前記ケーブルが通過し得る少なくとも1つのケーブルポートを確立する、請求項1に記載の支持装置。

【請求項4】

前記少なくとも1つのケーブルポートが、前記ケーブルに取り付けられたいずれのケーブル端部連結器の直径より小さい直径を有する、請求項3に記載の支持装置。

【請求項5】

前記少なくとも1つのケーブルポートが、第1および第2のケーブルポートを備える、請求項3に記載の支持装置。

【請求項6】

前記第1のケーブルポートが、上部ケーブルポートである、請求項5に記載の支持装置。

【請求項7】

前記第2のケーブルポートが、下部ケーブルポートである、請求項5に記載の支持装置。

【請求項8】

前記ケーブルポートの各々が、1つのみのケーブルを方向づけるよう適合されている、請求項5に記載の支持装置。

【請求項9】

前記ケーブルが、前記レール支持脚の1つの外部から、それに連結された前記品目支持レールの1つの内部に通過する、請求項3に記載の支持装置。

【請求項10】

前記少なくとも2つの品目支持レールの少なくとも1つが、非水平品目支持レールである、請求項1に記載の支持装置。

【請求項11】

前記支持装置が、折り畳み可能である、請求項1に記載の支持装置。

【請求項12】

前記連結器の少なくとも1つが、ケーブルスラックの提供を許容し、前記支持装置の折り畳みを容易にする、請求項11に記載の支持装置。

【請求項13】

支持装置であって：

少なくとも2つの品目支持レールであって、各々が、連結器によってそれに各々連結される少なくとも2つのレール支持脚によって支持される品目支持レールを備え、

ここで、該少なくとも2つのレール支持脚の各々が、下部支持面上に静止するように適合された下部端部を有し、

ここで、該連結器の少なくとも2つが、該品目支持レールの1つの実質的に純粋な垂直の並進の高さ調節を可能にする高さ調節連結器であり、そして

ここで、ケーブルが、該少なくとも2つの品目支持レールの少なくとも1つの少なくとも一部を通過し得、

ここで、該連結器の少なくとも1つが、該ケーブルが通過し得る第1のケーブルポートを確立する、支持装置。

【請求項14】

前記少なくとも2つのレール支持脚が、少なくとも3つのレール支持脚の少なくとも2つである、請求項13に記載の支持装置。

【請求項15】

前記装置が、前記ケーブルが前記レール支持脚の1つの外部から、それに連結された前記品目支持レールの1つの内部に通過するように適合されている、請求項13に記載の支持装置。

【請求項16】

前記連結器の少なくとも1つが、前記品目支持レールの1つを前記レール支持脚の1つに回動可能に連結し、そして該品目支持レールの実質的に垂直な軸の周りの回轉可能な動きを可能にする回動連結器である、請求項13に記載の支持装置。

【請求項17】

前記第1のケーブルポートが、前記ケーブルに取り付けられたいずれのケーブル端部連結器の直径よりも小さい直径を有する、請求項13に記載の支持装置。

【請求項18】

前記連結器の前記少なくとも1つが、さらなるケーブルが通過し得る第2のケーブルポートをさらに備える、請求項17に記載の支持装置。

【請求項19】

前記第1のケーブルポートが、上部ケーブルポートである、請求項18に記載の支持装置。

【請求項20】

前記第 2 のケーブルポートが、下部ケーブルポートである、請求項 1 8 に記載の支持装置。

【請求項 2 1】

前記ケーブルポートの各々が、1つのケーブルのみを方向付けるよう適合されている、請求項 1 8 に記載の支持装置。

【請求項 2 2】

前記少なくとも 2 つの品目支持レールが、非水平品目支持レールである、請求項 1 3 に記載の支持装置。

【請求項 2 3】

前記支持装置が、折り畳み可能である、請求項 1 3 に記載の支持装置。

【請求項 2 4】

前記連結器の少なくとも 1 つが、ケーブルスラックの提供を許容し、前記支持装置の折り畳みを容易にする、請求項 2 3 に記載の支持装置。